

利用料金の設定について

1. 基本料金の設定について

- (1) 大ホール、小ホール、スタジオの基本料金を事業者において適宜設定し提案するものとする。上限額は、下表のとおりとする。この基本料金には、冷暖房費を含む。

①大ホール、小ホールの基本料金の上限額（単位：円）

室名	利用日	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
大ホール	平 日	25,000	50,000	62,500	125,000
	土・日・祝日	30,000	60,000	75,000	150,000
小ホール	平 日	8,000	16,000	20,000	40,000
	土・日・祝日	9,000	18,000	22,500	45,000

②スタジオの基本料金の上限額（単位：円）

室名	1 時間当たり
小スタジオ	240
中スタジオ	320
大スタジオ	640

注 1) 基本料金が 1 万円以上の場合は 100 円単位で設定し 100 円未満の端数は切り捨てることし、基本料金が 1 万円未満の場合は 10 円単位で設定し、10 円未満の端数は切り捨てることとする。

注 2) 大ホール及び小ホールの土日祝日の料金は、平日の 120% を上限とする。

2. その他料金設定について

- (1) 全ての諸室において、市外の者が利用する場合、基本料金の 30% を加算することとする。
ただし、茨城県坂東市、猿島郡五霞町、境町、栃木県栃木市、小山市、下都賀郡野木町、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は市内の者の利用と同額とする。
- (2) 大ホール及び小ホールにおいて、入場料を徴収する催事で利用する場合、入場料の額に応じた加算額を適宜設定することができる。また、入場料が無料であっても商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもって使用する場合は、加算額を適宜設定することができる。なお、いずれも、その加算額は 100% を上限とし、事業者の提案によるものと

する。

- (3) スタジオにおいて、商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもって使用する場合は、加算額を適宜設定することができる。なお、その加算額は100%を上限とし、事業者の提案によるものとする。
- (4) 大ホールにおいて、1階席のみ利用する場合の利用料金を適宜設定するものとする。なお、その料金は事業者の提案によるものとする。
- (5) 大ホール及び小ホールにおいて、準備または練習のために利用する場合の利用料金は50%を減じた額とする。
- (6) 全ての諸室において、時間を超過して使用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案によるものとする。
- (7) 貸出用の附属設備・備品の利用料金を適宜設定する。その料金は、1品1区分10,000円を上限とし、全て事業者の提案によるものとする。また、利用目的にあわせた基本的な附属設備・備品をまとめたセット料金を設ける等、利用者に分かりやすい設定を設けることも可能とする。なお、1区分とは、大ホール及び小ホールにおいては、午前・午後・夜間をそれぞれ1区分とし、スタジオにおいては1時間当たりとする。
- (8) エントランスホールを、アーカイブコーナー兼展示スペースとして利用するに当たり、その場所、面積、利用方法等を定めた上で、利用料金を設定するものとする。なお、その料金は1㎡当たり1日100円を上限とし、全て事業者の提案によるものとする。ただし、商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもって使用する場合は、加算額を適宜設定することができ、その加算額は100%を上限とし、事業者の提案によるものとする。また、事業者の提案により、市民活動室を専有させて貸し出す場合にも同様の扱いとする。
- (9) (仮称)古河市新公会堂及び(仮称)古河市新公会堂敷地にオープンスペース等を設置する場合には、施設利用者が利用できるよう利用料金を適宜設定する。なお、その料金は1㎡当たり1日100円を上限とし、全て事業者の提案によるものとする。ただし、商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもって使用する場合は加算額を適宜設定することができ、その加算額は100%を上限とし、事業者の提案によるものとする。
- (10) コインロッカーの利用料金は有料とする。その料金は1日300円を上限とし、事業者の提案によるものとする。ただし、コインロッカーのサイズに応じた利用料金とすること。
- (11) 駐車場及び駐輪場の利用料金は無料とする。
- (12) 原則として、利用料金の減額免除は行わないものとする。